

# 風しんの追加的対策に係る Q&A（第 4 回）

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

## 事例 1

【質問】抗体検査の検査年月日は、検査を行った日（＝採血を行った日）と結果が出た日のどちらの日付を書くのでしょうか。

【回答】検査年月日には、検査を行った日（＝採血を行った日）を記載してください。

＜参考＞

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の24ページに記載。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html)

## 事例 2

【質問】風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準について、「HI法」は“8倍以下”の考えかたを教えてください。

【回答】風しん抗体価 HI 法により測定した場合、結果は通常、

血清希釈倍率 8 倍未満を指す「8 倍未満」、  
血清希釈倍率 8 倍以上 16 倍未満を指す「8 倍」、  
血清希釈倍率 16 倍以上 32 倍未満を指す「16 倍」

というような 2 の整数乗倍の形で表現されます。  
今回の事業では、血清希釈倍率 8 倍未満の場合に加え、血清希釈倍率 8 倍以上 16 倍未満の場合も定期接種の対象となるため、その基準を端的に表現したものが「8 倍以下」となります。

## ここに注意！！

**抗体検査受診票**には、「被検者自署」および「医師署名又は記名押印」、**定期接種予診票**には「被接種者自署」および「医師署名又は記名押印」をする箇所があります。記載漏れがないか必ず確認してください。

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp